

① 相続・贈与手続

(1) 報酬

不動産の名義変更の手続

(表示金額は全て税別です。)

所有権移転手続1件につき (※)

不動産の固定資産評価額の合計	基本報酬額	物件個数加算
～500万円以下	35,000円	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する
500万円超～1000万円以下	38,000円	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する
1000万円超～2000万円以下	42,000円	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する
2000万円超～3000万円以下	46,000円	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する
3000万円超～4000万円以下	50,000円	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する
4000万円超～5000万円以下	54,000円	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する
5000万円超～1億円	基本報酬 54,000円に1000万円までごとに4,000円ずつ加算する	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する
1億円を超える場合	基本報酬 74,000円に1000万円までごとに3,000円ずつ加算する	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する

(※) 司法書士の報酬は登記手続1件について基本報酬が発生しますので、例えば相続人が複数名いてそれぞれの相続人が別々の不動産を取得する場合所有権移転手続が複数になります。その場合、所有権移転手続ごとに上記基本報酬+物件個数加算=司法書士報酬が発生します。

(※) 共有名義となる場合は共有者1名につき基本報酬の10%を加算します。

戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍、住民票、除票、固定資産評価証明書などの取得費用

戸籍謄本等、評価証明書取得報酬			実費 (戸籍1通あたりの料金)
内訳	1役所1請求あたり	同時に2請求以上する場合の追加料金	
金額	2,000円	左記に1通あたり1,500円を加算する。	450円～750円

相続関係書類作成

遺産分割協議書、相続関係説明図、相続分譲渡証明書などの作成費用 15,000円～1書面あたり 5,000～10,000円 (但し、相続関係が数次に及ぶ場合、《発生した相続の数》×5,000円を相続関係説明図の報酬とし、遺産取得相続人数×5,000円を遺産分割協議書作成の報酬とする)

(2) 登録免許税などの実費 (報酬ではありません。自分で手続きしても係る費用です。)

① 相続の場合

固定資産評価額 (1,000円未満切捨て) × 0.4% = 登録免許税

② 贈与の場合

固定資産評価額 (1,000円未満切捨て) × 2% = 登録免許税

② 上記以外の不動産登記手続

種 別		報 酬 額		
登記又は供託に関する申請、審査請求又は抵当証券の交付の手続きの代理	所有権の登記	(1) 保存	課税標準価格が1,000万円まで	15,000円
			1,000万円～1億円 ※1,000万円までごとに右を加算	3,000円
			1億円～※1,000万円までごとに右を加算	2,500円
		(2) 移転	課税標準価格が1,000万円まで	30,000円
		1,000万円～1億円 ※1,000万円までごとに右を加算	5,000円	
		1億円～※1,000万円までごとに右を加算	4,000円	
	(3) 更正, 抹消, その他		20,000円	
	(4) 名義人表示変更, 更正		9,000円	
	所有権以外の登記	(1) 用益権又は担保権の設定, 処分, 移転, 債権額の増加 (鈹害賠償登記を含む)	課税標準価格が1,000万円まで	30,000円
			5,000万円まで	35,000円
			1億円まで	45,000円
			1億円～※1億円までごとに右を加算	10,000円
		(2) 変更, 更正, 抹消, その他		10,000円
	(3) 名義人表示変更, 更正		9,000円	
備考				
(1) 課税標準価格により報酬額を算出する不動産の登記について、課税標準価格のない場合の報酬額は、課税標準価格を500万円とみなして算出する。ただし、担保権については債権額を課税標準価格とみなす。				
(2) 船舶・農業用動産抵当・建設機械・企業担保権に関する登記及び鈹害賠償登録に関する登記の報酬額は、不動産登記の報酬額による。				
(3-1) ①不動産登記法第74条第2項の規定による区分建物の所有権保存の登記について 敷地権の移転の登記たる効力があるものにあつては、12,000円、その他のものにあつては、5,000円を加算する。 ②区分建物の所有権移転の登記については、敷地権の移転の登記たる効力があるものに限り、1,2000円を加算する。				
(3-2) 区分建物の所有権移転の登記については、敷地1筆について1,000円を加算する。				
(4) 不動産の登記で不動産の個数が1個を超える分については、1個について1,000円を加算する。				
財団	(1) 所有権保存		80,000円	
	(2) 合併, 分割		50,000円	
	(3) 目録の変更		35,000円	
抵当証券交付			80,000円	

3 会社・法人登記手続

種 別		報 酬 額	
会社・法人登記手続	一般社団法人・株式会社の設立 (合併、組織変更、商号変更による設立を含む)	資本の額がない又は1000万円以下 1000万円を超え5000万円以下 5000万円を超え1億円以下 1億円超※1億円までごとに右を加算	60,000円 65,000円 70,000円 10,000円
	合同会社の設立		45,000円
	上記以外の各種法人(官公署の許認可手続は別途)	※許認可手続については 難易度に応じて10万円～30万円程度	70,000円
	外国会社の事務所の新設		50,000円
	会社の資本の増加	500万円以下 500万円を超え1000万円以下 1000万円を超え5000万円以下 5000万円を超え1億円以下 1億円超※1億円までごとに右を加算	40,000円 45,000円 47,000円 50,000円 7,000円
	合併、分割等組織再編手続き (設立を除く。解散登記は別途)	合併存続会社の資本金が1000万円まで 1000万円を超え5000万円以下 5000万円を超え1億円以下 1億円超※1億円までごとに右を加算	50,000円 55,000円 60,000円 7,000円
	新株予約権に関する登記、種類株式に関する登記		80,000円
	会社の資本減少、株式の譲渡制限、会社の解散、会社の継続、清算結了		30,000円
	会社の本店移転、商号又は目的の変更、商号、新所在地における支店の登記		20,000円
	役員変更登記、その他役員に関する登記		20,000円
	その他の登記		20,000円
	支店所在地(徒たる事務所を含む)における登記		10,000円
	定款認証代理		20,000円
	官報・新聞への公告掲載手続		15,000円

文案を要する書面	1枚～	5,000円～
文案を要しない書面	1枚	1,000円

謄抄本、登記事項証明書、印鑑証明書等の請求と受領	申請書作成代金	500円
	1通	500円
登記簿閲覧	申請書作成代金	500円
	1通	500円

公図等図面、地図謄写(コピー)	1通	500円
印鑑証明書、資格証明書	1枚	500円

戸(除・原)籍謄抄本、住民票、戸籍附票等の取り寄せ	1請求	2,000円～
評価証明、不在証明、各種証明等の取り寄せ	1請求	
専用住宅証明書など、措置法による各種証明書の作成	1件	

確定日付代理	1件	4,000円
--------	----	--------

本人確認情報	所有権に関する登記	1名につき	50,000円
	上記以外に関する登記	1名につき	30,000円

当事者決済欠席による事前準備費用	1名につき	10,000円
------------------	-------	---------

※出張・交通費は別途当法人の報酬基準による

立会	15,000円
----	---------

出張日当(概ね自動車で1時間半以上要する場所へ出張した場合)

司法書士

事務員

半日(2時間を超え4時間までの場合)	20,000円	10,000円
1日(4時間を超える場合)	40,000円	20,000円

電子閲覧	1通	400円
------	----	------